

富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業
公募設置等指針

2026年 3月

(2026年 4月 修正版)

一宮市

目 次

第 1 事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 本公園の概要	2
3 事業スキーム	7
4 事業区域と各事業の範囲	9
5 役割	10
6 事業期間	10
第 2 Park-PFI 事業に関する事項	11
1 整備の方向性について	11
2 公募対象公園施設について	12
3 特定公園施設について	17
4 公募設置等計画の認定の有効期間	19
5 利便増進施設の占用に関する事項【任意提案】	20
第 3 デザインビルド事業に関する事項	21
第 4 指定管理業務に関する事項	23
1 業務範囲	23
2 指定期間	23
3 業務内容	23
4 指定管理者の収入	29
5 指定の取消し等	30
6 指定管理業務の再委託	30
7 指定期間終了後の引継	30
第 5 公募の実施に関する事項等	31
1 公募への参加資格	31
第 6 公募の手続きに関する事項等	34
1 スケジュール（案）	34
2 応募(申請)手続き	34
3 事務局	37
4 審査方法等	38
5 設置等予定者等の決定	39
6 選定結果の公表	40
7 基本協定及び基本契約の締結	40
8 公募設置等計画の認定	40

9 実施協定等の締結	40
10 特定公園施設に関する整備・譲渡契約の締結	40
11 デザインビルド公園施設に関する設計施工一括請負契約の締結	40
12 設計・整備モニタリング	41
13 その他	41
第7 その他の事項	42
1 リスク分担	42
2 公募設置等計画の変更	45
3 損害賠償責任	45
4 委託の禁止等	45
5 事業破綻時の措置	46

別添資料一覧

- 別添資料 1 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 整備関連要求水準書
- 別添資料 2 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 評価の基準
- 別添資料 3 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 様式集
- 別添資料 4 旧尾西プール管理棟の基本情報について
- 別添資料 5 旧尾西プール管理棟調査業務委託報告書（抜粋）
- 別添資料 6 一宮西部地区かわまちづくりについて
- 別添資料 7 河川空間のオープン化について
- 別添資料 8 事業箇所周辺の主要施設（学校や駅等）、事業検討箇所までの動線について
- 別添資料 9 富田山公園の公園施設利用者数（平成 28 年度からの推移）について
- 別添資料 10 裏腹付盛土部標準断面図（イメージ）

■ 用語の定義

地方自治法（1947年法律第67号）第244条の2に基づく指定管理者制度について

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、条例の定めるところにより、公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体を指す。指定管理者の指定には議会の議決を要する。
-------	--

都市公園法（1956年法律第79号）に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）について

Park-PFI	<ul style="list-style-type: none"> 2017年度の都市公園法（昭和31年法律第79条）改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、同法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場など
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。当市との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI事業の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種公募条件等を定めたもの。 本公募では、指定管理者の候補者の選定に関する事項を示した「応募要領」も含め、公募設置等指針と呼称。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFI事業に応募する民間事業者等が当市に提出する計画。 本公募では、指定管理者の申請に要する指定申請書等の提出書類も含め、公募設置等計画と呼称。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 本公募では、Park-PFI事業及び指定管理業務を行う予定者を指す。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 当市が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 本公募では、Park-PFI事業及び指定管理業務を行う者を指す。

第1 事業の概要

1 事業の目的

◎ 富田山公園（以下「本公園」という。）は、一宮市（以下「当市」という。）の南西、日本を代表する河川である木曾川沿川に位置し、自然豊かで木曾三川 36 景に選ばれ、明治からの水天宮の川祭りを発祥とした伝統を継承するびさい夏まつりが行われるなど、恵まれた自然環境や地元で愛された伝統を有する年間 10 万人が訪れる当市の地区公園です。

本公園は、1972 年に開設され、市民をはじめ多くの人々に親しまれてきました。1973 年に尾西市民プール、1974 年に宿泊施設や集会場等として利用された尾西勤労青少年福祉センターが開設され、当時は人々の憩いの場として賑わっていました。

現在は両施設とも廃止されており、尾西勤労青少年福祉センターの跡地には、会議室や屋内運動場がある尾西グリーンプラザ、設置管理許可制度により設置されたグランピング・バーベキュー施設（2022 年 3 月開業）により、新たなにぎわいエリアとして生まれ変わっています。

また、パークゴルフやグラウンド、テニスコート等の運動施設も充実しており、地域のレクリエーション拠点としても長年にわたり親しまれています。2023 年度には初心者でも楽しめるスケートパークを本公園隣接（木曾川尾西緑地）に新設しています。

交通アクセスは、本公園南部に愛知県と岐阜県を結ぶ新濃尾大橋が 2025 年 5 月 24 日に開通し、公園へのアクセス性向上を期待しています。

周辺事業として、本公園の川側に位置する木曾川尾西緑地周辺において、河川管理者である国土交通省と連携した「かわまちづくり」計画が 2025 年 8 月 1 日に登録され、サイクリングロードや「水辺拠点」の整備の検討をしています。

◎ 本公園は、老朽化による施設の廃止に伴い公園利用者数が減少しており、「一宮市緑の基本計画」において、多様なニーズに対応しながら質の高い都市公園の再整備を推進するために、官民連携手法の積極的な活用・導入を推進することを定めています。（2025 年 6 月改定）

こうした中、富田山公園再整備事業（以下「本事業」という。）は、廃止となった尾西市民プール跡地において、既存民間施設であるグランピング・バーベキュー施設やかわまちづくりと連携した、新たなにぎわい創出につながる一体的な施設整備を官民連携で行っていくことを目的としています。

◎ 本指針は、こうした目的にふさわしい公募設置等計画の提案を認定計画提出者に求める上で、必要な事項等を定めるものです。

2 本公園の概要

(1) 本公園の基本情報

表1 事業用地及び既存施設の概要

項目	概要
公園名称	富田山公園
所在地	愛知県一宮市富田字砂原 2118 番地ほか
種別	地区公園
公園面積	約 9.4ha
建物面積	約 3,410 m ²
建ぺい率 (現状)	法令 4 章 2 項施設 (公園施設として設けられる建築物 (2%)) : 0.48% 令 6 条 2 項施設 (休養施設、教養施設、公募対象公園施設等 (10%)) : 2.95% 合計 : 3.43% ■公募対象公園施設整備可能面積 旧尾西プール管理棟を利用する場合、追加で整備可能面積 約 6,620 m ² 旧尾西プール管理棟を撤去して、新設で整備可能面積 約 7,385 m ²
地域防災 計画の位 置づけ	指定緊急避難場所・広域避難場所

表2 公募対象箇所の概要

項目	概要	
所在地	愛知県一宮市富田字砂原 2118 番地ほか	
事業対象面積	約 1.3ha	
地域地区等	用途地域	指定なし
	建ぺい率、容積率	建ぺい率 60%、容積率 200%
	その他	—
景観計画関係	一宮市景観条例 (田園景観ゾーン)	
文化財関係	なし	
土地所有者	当市	

表3 旧尾西プール管理棟の概要

項目	概要
竣工	1974年完成 (2023年3月31日をもって廃止)
建築面積	765.17 m ²
延床面積	756.48 m ²
構造	RC造
主要用途	事務所

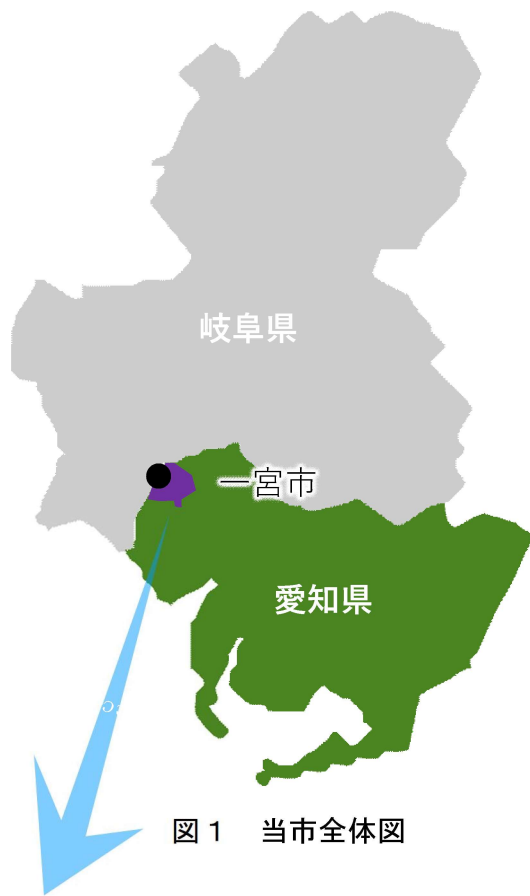


図1 当市全体図



図2 本公園位置図

出典：NTT インフラネット



図3 本公園 施設配置図

(2) 本公園全体の再整備コンセプト

富田山公園全体の整備コンセプト

一宮市の西の玄関口に、次世代へ木曾川の魅力をつなぐ
まちと人々がそれぞれの時を紡ぎ、よろこびを織りなす公園

新幹線や高速道路から望み 新濃尾大橋がつなぐランドマークとして ワクワクする公園に していきたい
すぐそばにある木曾川と ふれあい 魅力を知り 次世代へ つなげていきたい
世代を超えて人々がつどい さまざまな活動をはぐくみ 新たな富田山の魅力を つくりたい
地域の人々が 誇りに思い ファンになってもらえる公園に していきたい
市内外から訪れる人々が まちと水辺の魅力にふれ また来たいと思える公園に していきたい

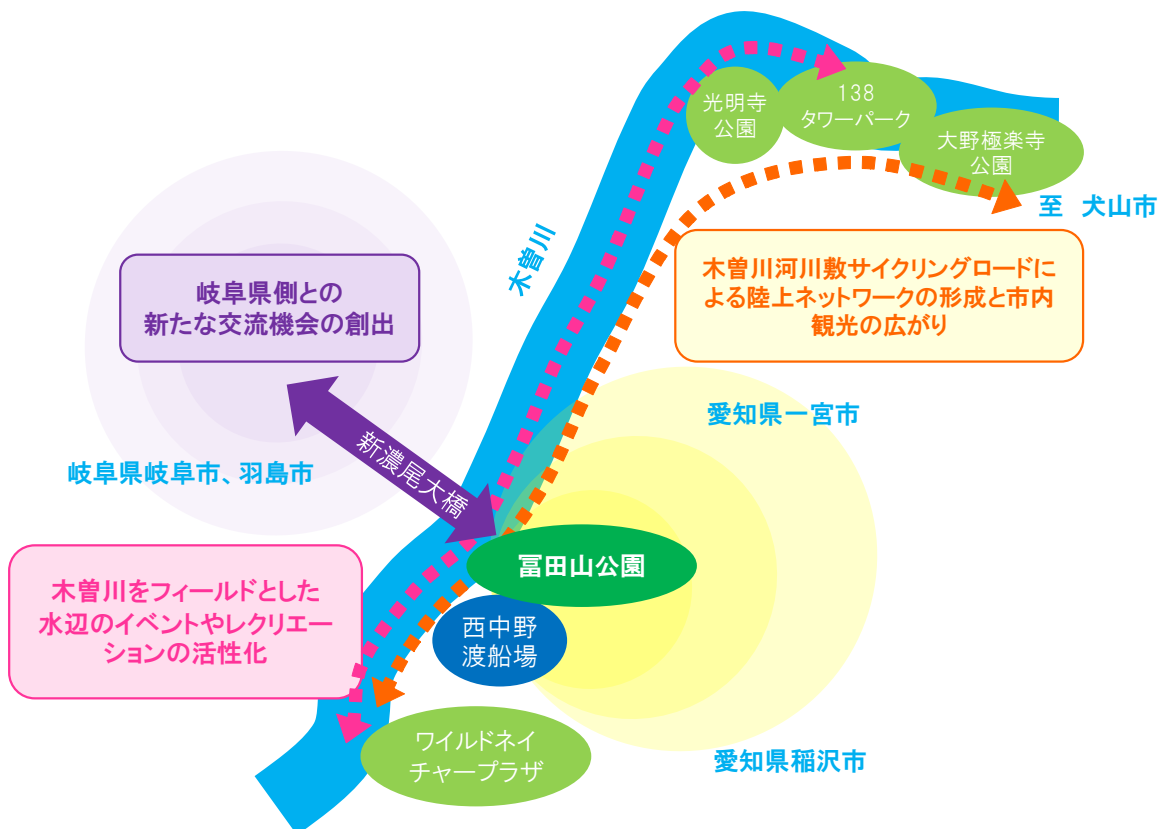


図4 広域的な連携図

(3) 官民連携エリアの再整備コンセプトと公募対象箇所と各エリアの関係性

官民連携エリア

(将来像、再整備コンセプト)

豊かな自然環境の中で多様な活動の場をはぐむ木曽川と地域をつなぐ公園



■公募対象箇所と各エリアとの関係性

官民連携エリア：本公園全体及び「かわまちづくり事業」と一体となった水辺拠点としての魅力や価値を高め、親子連れなど幅広い世代に楽しんでもらえるための施設の設置を期待するエリアです。

すでに整備済みの民間施設（ウッドデザインパークいちのみや紡）やかわまちづくり検討箇所と連携して、相乗的に敷地の魅力を高めることも期待します。

かわまちづくり検討箇所：木曽川と触れあうことで魅力の向上を図るエリアです。

多世代スポーツエリア：スポーツ利用後の休憩等の利活用による連携を期待するエリアです。

ふらっとエリア：南西部の玄関口として新濃尾大橋の開通効果を最大限活かして、今後も公園利用者の多様なニーズにお応えするため、再整備の可能性を検討していきます。こちらは本公募対象箇所での取り組みと立地性を活かしてPRしていく場となることを期待します。

凡 例	
	富田山公園 (都市計画決定区域)
	富田山公園 (都市公園開設区域)
	木曽三川公園尾張緑地 (都市計画決定区域)

図5 本公園の再整備コンセプト

3 事業スキーム

2017年度の都市公園法の改正により創設された Park-PFI 制度を活用し、事業区域内において、収益施設（公募対象公園施設）の設計・整備及び管理・運営を行うとともに、特定公園施設の設計・整備を行っていただきます。

また、整備後の特定公園施設については、認定計画提出者が指定管理者として、本市が負担する指定管理料及びイベント等の主催者などが支払う利用料金を基に、管理・運営を行っていただきます。

さらに、誰もがゆっくりと憩うことができる芝生広場空間の設計施工を行っていただきます。（デザインビルド公園施設の設計・整備）

（今後、一宮市都市公園条例(令和2年条例第79条。以下「条例」という。)を改正予定)

本事業の実施に当たっては、事業期間を通じて公募対象公園施設から得られる収益を基に、特定公園施設の設計・整備及び管理・運営に係る本市の負担を低減させることを期待しています。

認定計画提出者に行っていただく業務は以下のとおりです。

① 統括管理業務

【Park-PFI 事業】

- ② 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務
- ③ 特定公園施設の設計・整備・譲渡業務
- ④ 利便増進施設の設計・整備及び管理運営業務

【デザインビルド事業】

- ⑤ デザインビルド公園施設の設計・整備業務

【指定管理業務】

- ⑥ 特定公園施設の管理・運営業務
- ⑦ デザインビルド公園施設の管理・運営業務
- ⑧ その他管理施設の管理業務
- ⑨ 自主事業

【その他】

- ⑩ 本公園全体の魅力向上に向けた取組

(1) 費用負担及び役割分担

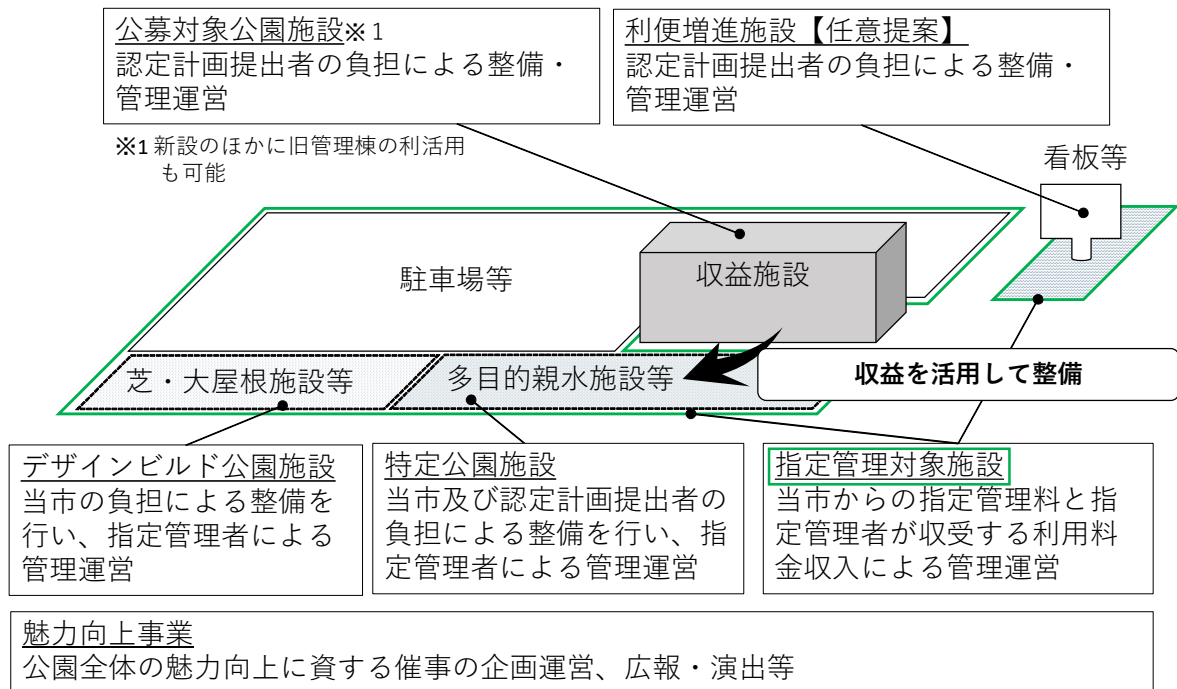


図6 事業イメージ

4 事業区域と各事業の範囲

本事業の事業区域等は図7のとおりです。なお、整備に当たっては、別に定める条件を満たす必要があります。

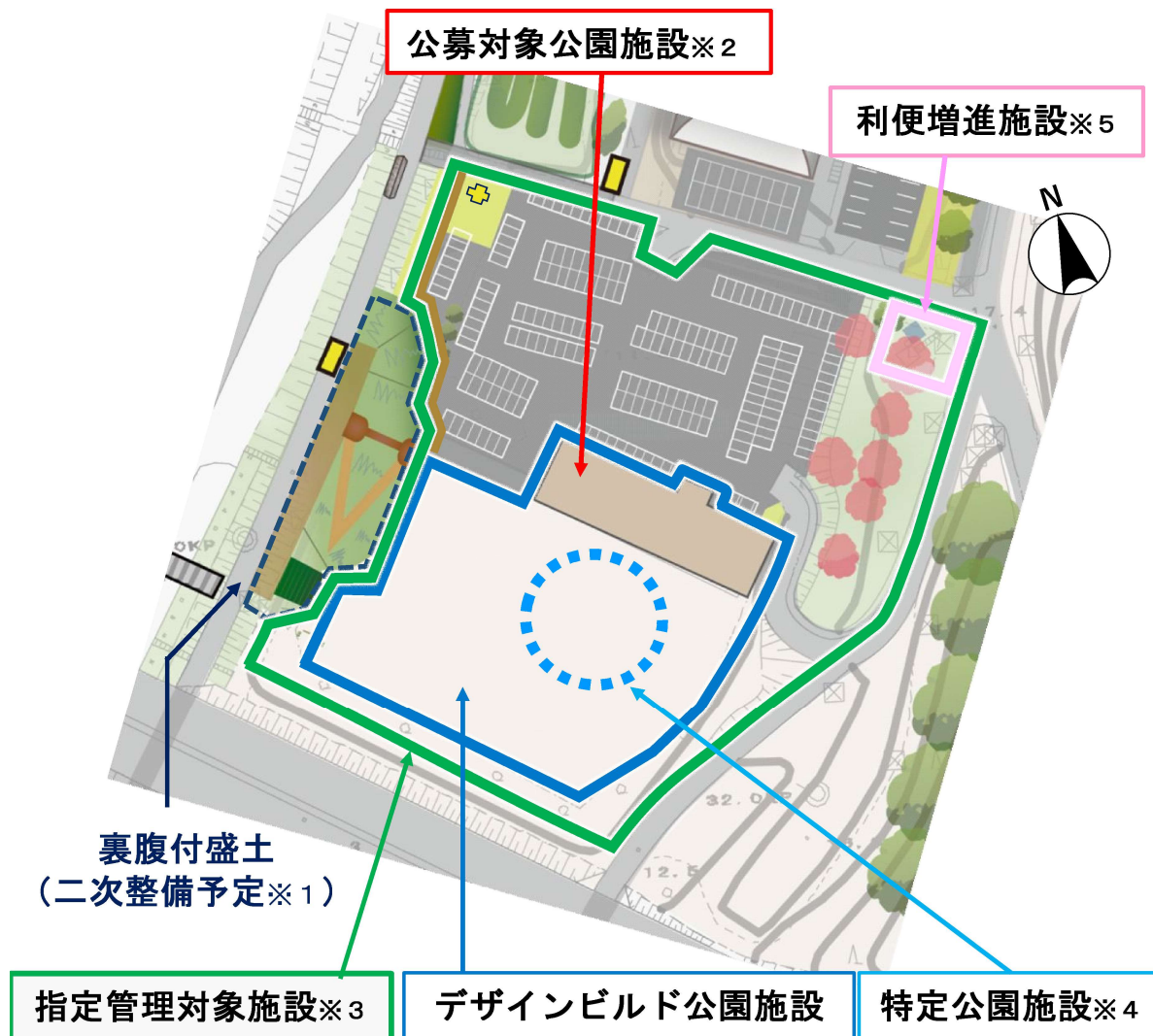


図7 事業対象区域範囲

- ※1 堤内地の裏腹付盛土の整備は、かわまちづくり事業での整備を想定しています。
- ※2 公募対象公園施設は、新設又は旧尾西プール管理棟の利活用のいずれの提案も可能です。
旧尾西プール管理棟を撤去して新設する場合は特定公園施設及びデザインビルド公園施設の範囲内で任意の位置に設置することが可能です。
- ※3 指定管理者制度に基づく指定管理者として管理する区域（以下「指定管理業務区域」という。）は、公募対象公園施設の区域を除くエリアです。
- ※4 特定公園施設の位置は任意で変更可能です。
- ※5 利便増進施設は、任意提案とします。

5 役割

表4 費用負担及び役割分担

項目	公募対象公園施設 及び利便増進施設	指定管理対象施設			自主事業	
		特定公園施設	デザインビルド 公園施設	その他 管理施設		
設計・ 整備	実施主体	認定計画提出者			認定計画 提出者	
	費用負担	認定計画提出者	本市及び 認定計画提出者※2	本市	本市	認定計画 提出者
	法的 位置付け	都市公園法に基づく 設置許可※3 (使用料あり) 都市公園法に基づく 占用許可※4 (占用料あり)	都市公園法に基づく 占用許可 (使用料免除)	地方自治法	都市公園法	都市公園法
管理・ 運営	実施主体	認定計画提出者				
	費用負担	認定計画提出者	本市及び 認定計画提出者	本市	本市	認定計画 提出者
	法的 位置付け	都市公園法に基づく 設置許可※3 (使用料あり) 都市公園法に基づく 占用許可※4 (占用料あり)	認定計画提出者が 指定管理者として 管理・運営	地方自治法	地方自治法	都市公園法
	施設等 所有	認定計画提出者又は 本市	本市	本市	本市	認定計画 提出者

※1 上記のほか認定計画提出者には、Park-PFI 事業と指定管理業務を一体的に実施できるよう、統括管理業務を行っていただきます。

※2 本市の費用負担は、公園の魅力や価値を高めるものとして本市が認めた場合に限りです。

※3 公募対象公園施設が該当します。

※4 利便増進施設が該当します。

6 事業期間

(1) Park-PFI 事業における公募対象公園施設について

公募設置等計画の認定の有効期間は、設置管理許可を得てから20年間を予定しています。また、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可を得た日から10年間とし、認定計画提出者からの更新申請により、10年の更新ができることとします。

(2) 指定管理業務について

指定管理者としての業務期間は、特定公園施設、デザインビルド公園施設等の供用開始の日から公募対象公園施設の設置管理許可期間(期限)までを予定しています。ただし、地方自治法に基づき当市の議会の議決を得る必要があります、5年ごとの指定を原則とします。

なお、かわまちづくりエリアにおいて当市が行う整備に際しては、必要に応じて関係者間会議や打合せ等への出席や意見聴取への協力を求めます。

表5 事業期間

	2026年12月 ・計画の認定	2028年3月 工事開始	2029年3月頃 公募対象公園 施設供用開始	2047年10月頃 公募対象公園 施設供用終了	2048年3月 本事業終了
	↓	↓	↓	↓	↓
	設計	整備(工事)	運営	原状回復 (解体撤去)	
公募対象公園施設	Park-PFIにかかる基本協定期間				
	認定公募設置等計画の有効期間(20年間)				
	設置管理許可期間(10年間)・設置管理許可期間(10年間)				
特定公園施設	指定管理期間(約19年間)				
利便増進施設	占有許可期間(10年間)・占有許可期間(10年間)				
事業全体 (上記施設を除く、 デザインビルド施設)	指定管理期間(約19年間)				

第2 Park-PFI 事業に関する事項

1 整備の方向性について

- ◎ 本事業においては、本公園の新たな魅力を創出するエリアとして、「かわまちづくり事業」と一体となって多様なイベント等が行える広場(公募対象箇所)が「豊かな自然環境の中で多様な活動の場をはぐくむ木曽川と地域をつなぐ公園」となるよう、公募対象公園施設と既存の公園施設及び芝生広場等と特定公園施設が一体となって、本公園全体の魅力や価値を高めるための施設の提案を求めるものです。

なお、上述のとおり「かわまちづくり事業」との一体的な整備を検討しているため、本事業の提案にあたっては「かわまちづくりエリア」を含む将来を見据えた提案も可とします。その場合、「かわまちづくりエリア」の提案内容については本事業の評価外とし、「かわまちづくりエリア」に係る提案が無い場合においても評価上の不利益が生じることはありません。また、「かわまちづくりエリア」に係る提案内容については、当市が整備することを保証するものではありません。

2 公募対象公園施設について

(1) 公募対象公園施設の種類

- ◎ 公募対象公園施設とは、飲食店、売店を始めとする都市公園法施行規則第 3 条の 3 に規定されている公園施設（休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所）であって、当該施設から生じる収益の一部を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができ、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設を指しています。

本事業においては、既存の旧尾西プール管理棟を活用することは可能です。この場合、旧尾西プール管理棟の塔屋の取壊し、躯体に関わる老朽化の補修は当市の負担により別途業務で行いますが、設備や内装工事や外装については、認定計画提出者と当市とで整備内容や補修内容を協議し、認定計画提出者の負担にて工事することとします。

また、旧尾西プール管理棟を取壊して、跡地に公募対象公園施設を新設することも可能で、取り壊し費用は認定計画提出者の負担とします。既存の本公園全体及び「かわまちづくり事業」と一体となった水辺拠点としての魅力や価値を高め、親子連れなど幅広い世代に楽しんでもらえるための施設の設置を期待しています。

表 6 利活用と新設の区分

	解体費	耐震補修費	老朽化補修費	設備・その他補修費	浄化槽設置費	維持管理修繕費用
利活用	—	別途業務	別途業務	認定計画提出者	当市※	認定計画提出者
新設	認定計画提出者	—	—	—	当市※	認定計画提出者

※浄化槽はデザインビルド公園施設として整備しますが、想定より規模を大きくする必要がある場合は、認定計画提出者が費用を負担してください。詳細は「別添資料 1 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 整備関連要求水準書」の内容に則り計画してください。

(2) 公募対象公園施設の場所及び規模

公募対象公園施設の整備可能区域は、「1 事業の概要」、「4 事業区域と各事業の範囲」に示す範囲内で、適した場所を提案してください。

公募対象公園施設の規模の上限は以下のとおりとします。

表7 公募対象公園施設の規模

項目	面積
建築面積及び公募対象公園施設と一体的に占有できる屋外部分※1の面積	1,000 m ² 程度 (延床面積：756.48 m ²)
※1 飲食施設のオープンテラスなど	

(3) 公募対象公園施設の整備に関する条件

ア 都市公園法、都市計画法、建築基準法その他関係法令等を遵守した上で整備を行ってください。整備に関する各事項は「別添資料1 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業整備関連要求水準書」に基づいて検討してください。

イ 整備に当たっては、設置管理許可を得るなど、本事業の応募(申請)者において必要となる手続等を把握した上で行ってください。

ウ 都市公園は、一般の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者限定される施設や、騒音や振動、光害、悪臭等の発生により、周辺的生活環境に著しい悪影響を与え、又は他の公園利用を著しく阻害するような施設など、都市公園施設としてふさわしくないもの及び周辺環境と調和しない施設を整備することはできません。

エ 公募対象公園施設からの排水は、ピーク時の排水量を市に提示したうえでデザインビルド公園施設として整備する合併浄化槽の規模を本市と協議の上決定し、合併浄化槽へ接続してください。

オ 整備する公募対象公園施設の用途、規模に応じて合併浄化槽の整備を行う等、必要な設備等の整備も行ってください。

カ 次に示す用途を目的とした施設を整備することはできません。

a 政治的又は宗教的用途

b 風俗営業その他これらに類する用途

c 一宮市暴力団等の排除に関する条例の内容に反する用途

d 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等用途

e その他、公園利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められず、公募対象公園施設とみなすことができないと本市が判断する施設

キ 施設整備等に当たり、事業区域内の地下埋設物の調査を行うとともに、必要に応じて試掘調査等を行ってください。

(4) 公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期

公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期は、特定公園施設の供用開始に合わせ、2029年3月頃を想定しています。

(5) 公募対象公園施設の設置管理許可又は管理許可に係る使用料の額の最低額

以下の条件を満たした使用料（以上）の提案をしてください。

表8 使用料の最低額

■設置管理許可 新設の公募対象公園施設の使用料の下限	889円／㎡・年
■管理許可 旧尾西プール管理棟を利用した公募対象公園施設の使用料の下限	889円／㎡・年

※条例改定後の使用料は2026年4月1日より施行予定です。

(6) 公募対象公園施設への指定管理業務における事務所等の設置

既存施設を活用した場合において、指定管理業務に従事する従業員が常駐して施設案内やイベント等申請の受付を行うために必要な事務所（以下「事務所」という。）については、公募対象公園施設内に設置できるものとします。

この場合、公募対象公園施設のうち事務所として使用する範囲については、指定管理業務に従事する従業員が常駐する管理事務所機能を兼ねることを考慮し、設置許可に係る使用料を減免することができるものとします。

(7) 公募対象公園施設の管理・運営

公募対象公園施設については、以下の事項に基づき持続可能な事業計画となるよう、施設等の管理・運営について提案してください。

また、認定計画提出者の負担で実施する清掃、植栽管理等の日常的な管理の内容についても提案してください。

【基本事項】

ア 利用者の満足度向上、利用促進に繋がる管理運営を行ってください。

イ 有料会員等の特定の利用者に限定される利用方法や排他的な利用方法は認めません。

ウ 音や振動、照明の照度及び営業時間等について、周辺環境に配慮してください。

【営業日、営業時間、利用料金等】

エ 営業日・営業時間は、導入施設の整備内容、提供するサービスに対して適切なものとし、認定計画提出者の提案に基づき、本市と認定計画提出者で協議の上、決定します。

オ メニュー、販売する物品及び利用料金等の価格は、公園利用者が利用しやすい金額にしてください。

【インフラの管理】

カ インフラ施設は、認定計画提出者の負担で管理してください。

【注意事項】

キ 公募対象公園施設の区域を境界杭等により現地で明示してください。

ク 営業に伴い発生する廃棄物は 認定計画提出者 の責任で回収し、適切に処理（保管、搬出、処分等）してください。

ケ 火災、地震等の災害が発生した場合は、屋外へ誘導する等、公募対象公園施設の利用者及び公園利用者の安全確保に努めてください。

【禁止事項】

コ 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等

サ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する事業

シ 青少年等に有害な影響を与える物の販売、サービス提供等

ス 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

セ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動

ソ 上記の他、公園利用と関連性が低く、当市が必要とみなすことができないと判断する行為

【地震、火災の防犯管理体制】

タ 地震、火災等の災害が発生した場合に、利用者の安全確保に努める等適切な危機管理体制がとれる管理運営体制としてください。

(8) 公募対象公園施設の撤去（原状回復）

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置管理許可期間の終了日までに、公募対象公園施設を自らの責任及び費用負担により、解体・撤去（原状回復）してください。

ただし、当市が、本事業の完了後も公募対象公園施設を活用する事業（現時点で具体的な想定はありません。）を新たに行うこととした場合において、以下に示すようなときは、当市の同意があれば、この限りではありません。

ア 次期事業者が権利を引継ぐとき

当市が次期事業者を特定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する資産に関する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について当市が同意したとき。

イ 認定計画提出者が事業を継続するとき

認定計画提出者が次期事業者に特定され、かつ、本事業の完了時の施設に関する

管理許可について、当市が同意したとき。

ウ 公募対象公園施設が旧尾西プール管理棟を活用した場合であるとき

公募対象公園施設が旧尾西プール管理棟を活用した場合で、改修等を施しており原状回復することが著しく困難または当市が不要であると判断したとき。

3 特定公園施設について

(1) 特定公園施設の概要

- ◎ 特定公園施設とは、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備するものです。公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められる園路広場、多目的親水施設等の公園施設を指しています。
- ◎ 本事業では、特定公園施設として、公募対象公園施設と一体となってにぎわいを創出することができる本公園全体の魅力や価値を高めるための広場等の公園施設を整備します。

(2) 特定公園施設の範囲

特定公園施設は、事業区域におけるデザインビルド公園施設の整備対象区域で公募対象公園施設と相乗効果が発揮できる任意の場所に整備してください。

(3) 特定公園施設の建設に関する事項など

認定計画提出者の創意工夫により、以下に示す本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高めるような特定公園施設を整備してください。

なお、下記に示す必須提案の特定公園施設の他に任意の特定施設の提案も期待しています。

- ・ 公募対象公園施設前園路
- ・ 外周園路
- ・ 多目的親水施設

※詳細は「別添資料1 富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業整備関連要求水準書」を参照

(4) 当市による特定公園施設の設計・整備に係る費用の負担等

特定公園施設は、整備後、整備・譲渡に関する協定（実施協定）に基づき当市に譲渡してください。譲渡に当たり、当市が負担する設計・整備に係る費用の上限額は以下のとおりとします。

表9 特定公園施設の設計・整備に係る費用の上限額

項目	上限額*
当市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用の上限額	206,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※予算措置及び財産の取得について、当市議会で可決することを条件とします。

(留意事項)

- ・ 当市の負担額は、認定計画提出者が当市に負担を求める額で、当市が金額を精査確認（適切かどうかを確認）した上で、当市と認定計画提出者で協議して、決定するものとします。なお、提案した額を上回ることはできません。また、当市の負担額は、特定公園施設の設計・整備に要する費用の9割以内です。
- ・ 支払いについては、年度毎の当市の検査に合格した出来高に応じて年度毎に支払うことを予定しています。
- ・ Park-PFI の支援制度として創設された「官民連携型にぎわい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、当市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしています。国から支援を受けるに当たって、当市から関連する工事費内訳等の資料提出を求め場合は、認定計画提出者は、協力するものとします。
- ・ 整備費に係る財源として国庫補助金のほか、森林環境譲与税の活用を検討していきます。
- ・ 設計・建設に際しては、都市公園法、都市計画法、建築基準法、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」その他関係法令等を遵守し、設計を行うとともに、愛知県建設工事標準仕様書及び当市独自基準（工事監督要領、工事検査要領、工事検査実施基準、委託業務成績評定要領、工事成績評定考査基準等）、国土交通省大臣官房営繕部監修 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、その他公的基準に従って建設してください。
- ・ 設計内容と提案内容に相違がある場合、当市は、認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、当市と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 任意提案施設については、認定計画提出者の全額負担により実施することとし、当市の負担額に含めることはできません。

- ・任意提案施設について、当市として維持することが困難であると判断した場合、譲渡を受けない場合があります。その場合、認定計画提出者は、設置許可を受け、原則、本事業終了時に撤去していただきます。

(5) 工事期間中の管理

事業区域内は、特定公園施設等の段階的な整備等により、工事を行っていない範囲が生じる可能性があります。工事範囲と合わせて適切に管理を行ってください。

(6) 特定公園施設の管理・運営の開始（供用開始）時期

事業区域については、遅くとも 2029 年 3 月頃までを目標にして供用を開始できるようにしてください。

なお、本事業では、特定公園施設について、認定計画提出者が指定管理者として管理・運営を行っていただくこととしています。

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

- 1) 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項
公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。
- 2) 特定公園施設の管理運営に関する事項
当市は、認定計画提出者を特定公園施設に係る指定管理者とすることを予定しています。
- 3) 当市による特定公園施設の管理運営費用の負担
指定管理業務に係る管理運営費用は、当市から支払う指定管理料により賄ってください。

※当市が負担する指定管理料の上限額は、29 頁「第 4 4 (1) 指定管理料等」に示すとおりです。

4 公募設置等計画の認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、設置管理許可を得てから 20 年を予定しています。また、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可を得た日から 10 年間とし、認定計画提出者からの更新申請により、10 年の更新ができることとします。

ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の整備や撤去の期間も含まれます。

5 利便増進施設の占有に関する事項【任意提案】

1) 利便増進施設の占有について

利便増進施設で占有する場合は、占有する施設の種類、規模、占有場所等を提案してください。占有できる施設は、本公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められる情報提供のための看板・広告塔です。

2) 利便増進施設で占有する場合の使用料

利便増進施設を設置する場合の使用料は以下のとおりです。

表 10 利便増進施設の占有に係る使用料の額

項目	使用料
利便増進施設の占有に係る使用料の額	22 円/m ² ・日

※条例改定後の使用料は2026年4月1日より施行予定です。

第3 デザインビルド事業に関する事項

(1) デザインビルド公園施設の概要

- ◎ 本事業では、デザインビルド公園施設として、特定公園施設や公募対象公園施設と一体となつてにぎわいを創出することができる本公園全体の魅力や価値を高めるための広場等の公園施設（大屋根施設や広場など）を整備します。

(2) デザインビルド公園施設の範囲

デザインビルド公園施設は、本指針の9頁「図7 事業対象区域範囲」に示すデザインビルド公園施設の整備対象区域に整備してください。

(3) デザインビルド公園施設に求める事項など

認定計画提出者の創意工夫により、以下に示す本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高めるデザインビルド公園施設等の整備を提案してください。

- ・大屋根施設
- ・広場
- ・3×3バスケットコート
- ・トイレ（合併浄化槽含む）
- ・管理事務所（倉庫含む）
- ・その他

※詳細は別添資料1「富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業整備関連要求水準書」を参照

(4) 当市によるデザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の負担等

デザインビルド公園施設の整備に当たり、当市が負担する設計・整備に係る費用の上限額は以下のとおりとします。

表11 デザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の上限額

項目	上限額※
当市が負担するデザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の上限額	503,000千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※予算措置について、当市議会で可決することを条件とします。

※財源として国庫補助金のほか、森林環境譲与税の活用を検討していきます。

(留意事項)

- ・ 支払いについては、年度毎の当市の検査に合格した出来高に応じて年度毎に支払うことを予定しています。
- ・ 設計・建設に際しては、都市公園法、都市計画法、建築基準法、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」その他関係法令等を遵守し、設計を行うとともに、愛知県建設工事標準仕様書及び当市独自基準（工事監督要領、工事検査要領、工事検査実施基準、委託業務成績評定要領、工事成績評定考査基準等）、国土交通省大臣官房営繕部監修 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、その他公的基準に従って建設してください。
- ・ 設計内容と提案内容に相違がある場合、当市は、認定計画提出者に修正を求める場合があります。

(5) 工事期間中の管理

事業区域内は、デザインビルド公園施設の段階的な整備等により、工事を行っていない範囲が生じる可能性があります。工事範囲と合わせて適切に管理を行ってください。

(6) デザインビルド公園施設の管理・運営の開始（供用開始）時期

事業区域については、遅くとも 2029 年 3 月頃までを目標にして供用を開始できるようにしてください。

なお、本事業では、デザインビルド公園施設について、認定計画提出者が指定管理者として管理・運営を行っていただくこととしています。

第4 指定管理業務に関する事項

1 業務範囲

指定管理業務の範囲は、9頁 「図7 事業対象区域範囲」に示すとおりとしています。ただし、公募対象公園施設を設置する範囲は除きます。

なお、将来的に他施設等（例として、6頁に示す「かわまちづくり検討箇所」等）を含めたより包括的な管理が必要であると判断した際には、指定管理業務区域変更の協議を、認定計画提出者に対して優先的に行います。

今後、本公園を一宮市都市公園条例で指定管理者による施設の管理に位置づけして、に指定管理者制度に移行する方針です。

2 指定期間

指定管理者としての業務期間は、特定公園施設等の供用開始の日から公募対象公園施設の設置管理許可期間(期限)までを予定しています。ただし、地方自治法に基づき当市の議会の議決を得る必要があります。

また、設置管理許可の更新をするときも同様とします。

3 業務内容

指定管理業務内容は以下のとおりとします。

(1) 管理業務

1) 植物管理

- ・ 本公園の管理方針に沿った植物管理を行うことを基本とします。
- ・ 芝生帯、樹木については、各区域の利用実態及び修景性に応じた管理を行ってください。
- ・ 樹木、草花については、光、水などの外的諸条件に対する植物本来の好適環境や育成特性を考慮し、良好に生育できるよう管理してください。
- ・ 特に樹木については、入口周辺を除き、公園利用に支障のない限りは自然樹形による樹形形成、添景木を目標として管理してください。植物管理全般において、メリハリをつけた管理を行い管理費用の縮減に努めてください。
- ・ 各エリアに樹木管理図及び樹木台帳を作成し、年度毎に樹勢等の記録をしてください。

(管理業務内容)

芝生管理：芝刈工、目土工、施肥工（必要に応じ）、除草工等

樹木管理：剪定工、病虫害防除工、灌水工等

草花管理：花植替工、施肥工、病虫害防除工等

2) 建物・工作物管理

- ・ 各施設とも、所要の目的が果たされるよう適宜保守点検を行い、利用に支障をきたさないよう管理及び補修を行ってください。

- ・ 電気、上水道、汚水施設及び機械設備については、常に適正な状態にあるよう保守管理を行ってください。
- ・ 消防設備、電気設備等については、法令に基づく点検が必要なものについては適正に行ってください。
- ・ 建物・工作物等の修繕が必要な場合は、リスク分担表に基づき小規模な場合（130万円以内の工事）は、指定管理者が修繕を行ってください。なお、リスク分担については、別途、締結する基本協定にて定まるものとします。
- ・ 大規模な修繕で指定管理者が行うことが困難な場合は、当市と協議となります。
- ・ 主な対象施設は、旧尾西プール管理棟、トイレ建屋及び合併浄化槽、電気設備、多目的親水施設、給水設備、駐車場です。

3) 備品管理

- ・ 施設利用者が利用する備品については、日常的に点検し、不具合により事故が起きないように管理してください。
- ・ 当市が支払う指定管理料で備品を購入した場合は、その備品は当市に帰属するものとします。
- ・ 備品の管理については、当市の基準に準じて指定管理者は備品台帳を作成し、適切に管理してください。
- ・ なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変える事なく使用に耐える物品をいいます。

4) 清掃

- ・ 指定管理業務区域の各施設等について、良好な衛生環境と美観を維持し、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、清掃業務を行うものとします。なお、公園利用者に対しては、ゴミの持ち帰りを指導し、公園の美化を推進するよう努めてください。
- ・ 清掃は、定期的に行い、良好な衛生環境と美観を維持してください。
- ・ 入園口周辺や駐車場、トイレなど公園利用者の利用頻度の高い施設については、日常的に清掃を行い、清潔な状態を保つとともに、消耗品は常に補充された状態に保ってください。
- ・ 空調施設、機械施設、電気施設など日常的な清掃が困難な施設については、年間計画を立てて定期的に清掃を行ってください。

5) 警備

- ・ 指定管理業務区域内の警備、巡視を行い、利用者の安全を確保するとともに、定期的に訓練を行い、常に緊急事態に対応できる体制づくりに努めてください。
- ・ 警備、巡視を必要に応じて行い、施設の保安を適切に行ってください。
- ・ 公園利用者の車両の誘導及び規制を必要に応じて行ってください。

- ・ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、ただちに当市に連絡してください。
- ・ 事故、災害等により負傷者が発生した場合は、救護活動を行ってください。また、必要に応じて負傷者を病院に搬送するなど適切な対応をしてください。
- ・ 定期的に訓練を行うなど、常に緊急事態に対応できるよう努めてください。
- ・ 利用者の安全確保のため、イベント開催時の駐車場管理において交通誘導員等を配置する際は、当市が認める場合に限り、一時的な駐車場の有料化などの運用も可能とします。

6) その他

- ・ 本公園内は、多種多様な生物の生息空間となっており、指定管理業務区域における公園利用者に危害を与える害獣・害虫については、関係法令を遵守し駆除に努めてください。

(2) 運営業務

1) 利用者指導

- ・ 公園利用の案内業務を行うほか、適正な公園利用を誘導するため、園内巡視を行い、利用者の安全を確保してください。
- ・ 公園利用者の要望、苦情等には適切に対応し、必要に応じて市に報告をしてください。
- ・ 拾得物については、指定管理者で適正に保管し、持主が現れない場合には、所轄の警察署に届け出る等の対応を行ってください。また、木曾川尾西緑地や他の施設管理者等とも拾得物に関する情報共有を行ってください。

2) 企画・運営

- ・ 本公園は、当市におけるレクリエーションの拠点の一つであるため、積極的な広報宣伝活動を実施し、イベント、行事等を主体的に企画・運営してください。

○広報活動：当市広報誌への情報提供や将来開設を予定する本公園管理事務所ウェブサイトの更新をはじめ、市内外への広報活動を積極的に行ってください。

○イベント、行事等の開催：年2回を目安として行事等を実施してください（イベント、行事等の時期・規模の指定はありません）。

なお、今後、当市ではかわまちづくりエリアにおいて河川区域のオープン化の活用を検討していく予定です。

このため、将来的にはかわまちづくりエリアと連携するなど、イベント規模の拡大や開催回数を増やしていくことも考えているため、地域住民や来訪者が参加しやすい多様なイベントを企画されることを期待します。

○当市関連イベント等への協力：当市が主催、共催するイベント等には、協

力してください。

表 12 過年度に富田山公園周辺で開催されたイベント

開催時期	イベント名
2月	・一宮市健康づくりウォーキング大会
3月	・一宮市健康づくりポールウォーキング教室 ・ミニ犬市場 in ウッドデザインパーク一宮
5月	・ハローいちのみや in ウッドデザインパーク一宮
7月	・水辺で乾杯
8月	・一宮市びさい夏まつり ・櫛の木盆踊り
9月	・きそがわりバーサイドライド
11月	・かしの木フェスティバル

(3) 自主事業

上記の指定管理業務に加え、指定管理者のアイディア・ノウハウを活かし、自主的に企画・実施する事業（以下「自主事業」という。）により、広域からの来訪者を呼び込み、公園利用者への利便性向上及び公園の賑わい創出に資するものを積極的に行うことを期待します。

自主事業で得られた収入は、指定管理者の収入とし、得られた資金を活かし、自主事業を持続的・発展的に実施いただくことを期待しています。

- ・自主事業を実施する場合は、当市と協議をした上で実施してください。
- ・新たな自主事業や施設の管理運営に影響を及ぼす恐れがある場合は、事業期間、事業内容、料金等について、あらかじめ当市と協議することとします。ただし、継続的に実施する事業等あらかじめ当市との協議が整っているものについてはこの限りではありません。
- ・管理運営する施設を利用して自主事業を行う場合は、一般利用者の公平な利用を妨げない範囲で当該施設を利用してください。
- ・自主事業は、指定管理者業務に関する会計とは別の会計で管理してください。事業報告も指定管理者業務と区分して行ってください。
- ・実施に当たっての費用は、全て指定管理者の負担によるものとします。ただし、当市は、公共施設としての趣旨の整合を図りつつ、公園の使用料を減免するなど、事業の円滑な推進を支援します。

(4) 公園施設使用許可

指定管理者は、条例第5条の3に基づき次に掲げる行為をしようとする者に、許可を与えることとします。

- ・ 業としての写真撮影又は映画撮影

- ・ 興行
- ・ 競技会、展示会、博覧会、音楽会その他これらに類する催し
- ・ 行商、募金その他これらに類する行為
- ・ その他条例に基づく公園内行為

ただし、次のいずれかに該当する場合は、条例第 10 条に基づき使用の許可をしないでください。

- ・ 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 市長がその使用等を不適と認めるとき。

(5) 利用料金等徴収

利用料金等の徴収業務は、条例第 13 条の 2 第 1 項に基づき行ってください。ただし、同条第 3 項に基づき、利用料金を減免することができます。

なお、指定管理者による利用料金の徴収については、認定計画提出者の提案に基づき条例を改正する予定です。

(6) 利用料金の收受

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として收受するものとします。

(7) 団体の事務局補助事務

指定管理者は、当市における一宮西部地区かわまちづくり協議会に一員として参加してください。

取組みの概要は以下のとおりです。

1. 一宮西部地区かわまちづくり

- ・ 基本理念 KISOGAWA FUN&FAN
- ・ 木曽川と地域が日常的につながる水辺を通して、木曽川を楽しむ人が増え、当市の魅力と活力と好きな人が増えることを目指して、かわまちづくりに取り組む。
- ・ 本公園に隣接する河川区域（堤防・河川敷）を、重点的に取り組む水辺拠点として整備・活用する。

2. 水辺拠点の運営について

- ・ 当市では、水辺拠点を整備するだけでなく、堤防・高水敷を都市・地域再生等利用区域に指定し、現在は河川占用制度上実施できない、堤防の上や高水敷など河川区域での営業活動を可能とし、地域経済が活性化するよう制度を整える予定である。
- ・ 水辺拠点で想定する営業行為として、企業等各種団体によるマルシェやイベントの開催、フードトラックによるカフェ運営、サイクリングイベントなどを想定し、施設の整備を検討している。また廃止予定の西中野渡船を受け継いで、体験学習型の場として転用することも検討している。

(8) 運営組織について

指定管理者は、業務を遂行するにあたって常時指定管理区域内に配置することを基本とし、必要な従業員を配置してください。

なお、組織体制や従業員数は指定管理者の判断で決めることとなりますが、緊急事態が発生した場合には、1時間以内に責任者が現地へ急行することが可能な体制としてください。ただし、サービス向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、当市の承認を受けて変更することは可能です。

(9) 事業計画書、実施報告書の提出

指定管理者は、前年度の12月末までに次年度事業計画書及び収支予算書を作成し、当市に提出することとします。なお、作成にあたっては、当市と調整することとします。

指定管理者は、基本協定で定める中間報告書及び事業報告を作成し、当市へ提出してください。

(10) 自己評価

指定管理者は、利用者モニタリング等を行い、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について当市に報告してください。

(11) 他の施設管理者との連絡調整

指定管理者は、指定管理業務区域を管理運営する上で、適宜、他の施設管理者と連絡調整を行ってください。

4 指定管理者の収入

本事業では、条例第13条の2第2項に基づき、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受することとしています。指定管理者は、当市が支払う指定管理料（施設の管理・運営に要する経費）及びイベント等の主催者等から収受する利用料金により業務を行うこととなります。

利用者の安全確保のため、イベント開催時の駐車場管理において交通誘導員等を配置する際は、当市が認める場合に限り、一時的な駐車場の有料化などの運用も可能とします。

各事業年度の実際の利用料金収入（以下「実績値」という。）が、事業計画上の利用料金収入（以下「計画値」という。）を上回る場合、実績値と計画値の差額（以下「増加収入」という。）について、利用料金収入の計画値の15%以下の部分については、全て指定管理者に帰属することとします。

増加収入のうち、利用料金収入の計画値の15%を超える部分については、その一部を当市に還元していただきます。還元する割合（以下「還元率」という。）については提案（還元率の提案下限を10%とします。）によるものとし、当市との協議により決定します。

当市への還元方法については、当市への納付のほかに、還元額を財源とする本公園の賑わいづくりや魅力向上に資する取組についての提案（以下「再投資に関する提案」）を可能とし、当市との協議により提案に基づく取組を実施していただく場合があります。

なお、還元率についての提案と再投資に関する提案内容は、本事業の評価外とします。

(1) 指定管理料等

当市が支払う指定管理料については、指定管理業務に関する基本協定締結後、指定管理期間において、毎年、予算の範囲内で協議を行い、年度協定を締結することにより定まることとなります。当市が支払う指定管理料の上限額は、下表のとおりです。

表 13 指定管理料の上限額

項目	上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
当市が支払う指定管理料の上限額	35,000 千円/年

※予算措置について、当市議会で可決することを条件とします。

※物価変動については2026年度を基準として、「消費税を除く国内企業物価指数」（総平均の年度平均）（以下「物価指数」という。）の年度ごとの変動率を確認し、5年度間の物価指数について±3.0%を超える変動が確認された場合は、以降の指定管理料の改定について協議し、以降5年ごとに同様の対応とします。

※指定管理の初年度（2029年度）から5年間は、物価変動による指定管理料の改定はありません。

※指定管理料の内訳には光熱水費（想定）も含まれており、初年度の光熱水費（実績）を踏まえて、次年度以降の光熱水費相当分を含む指定管理料を決定します。

(2) 指定管理料の支払方法

当市は、各年度の予算措置に従い、指定管理料を支払います。

また、指定管理料は、前払いのほか、四半期ごとの支払いとします。ただし、公益法人等が指定管理者の場合で、税制優遇措置を受けるためなどの理由により、申出をした場合には、概算払とすることができます。

5 指定の取消し等

当市は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則、協定等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 当市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 指定管理者が応募（申請）の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 指定管理者が公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営を取りやめたとき、又は取りやめることが確実であると当市が判断したとき。
- (6) 指定管理者が公募対象公園施設の規模や運営内容などを公募設置等計画の内容から著しく変更し、同計画の実施が困難であると当市が判断したとき。
- (7) その他、指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と当市が判断したとき。

6 指定管理業務の再委託

指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合において、当市の承認を受けたものについては、この限りではありません。

なお、再委託を受けた第三者については、業務内容を報告させるとともに、指定管理者は完了確認を行い、その結果について、当市に報告するものとします。

7 指定期間終了後の引継

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合等は、業務内容等を引き継いでください。

第5 公募の実施に関する事項等

1 公募への参加資格

(1) 応募(申請)者の資格

ア 応募(申請)者は法人(以下「応募(申請)法人」という。)又は法人等のグループ(以下「応募(申請)グループ」という。)に限ります。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、応募(申請)グループの代表者(以下「代表法人」という。)は法人格を有する者とし、その他の法人等(以下「構成法人等」という。)については、法人格を問いませんが、団体であることが必要です。

イ 応募(申請)グループで応募(申請)する場合は、代表法人を定めてください。応募(申請)日以降の代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めません。

なお、要求水準書に規定する各業務の責任者を選出する法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。

ウ 設置等予定者の決定後に新たな法人を設立して事業を実施しようとする場合は、応募(申請)グループで応募(申請)してください。設置等予定者の決定後、仮協定締結までに、新たに設立する法人に関する登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

なお、新たに設立する法人から業務を直接受託又は請け負う法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。

エ 構成法人等は、複数の応募(申請)グループの構成法人等となること、又は単独で応募(申請)することはできません。

オ 応募(申請)法人、応募(申請)グループの代表法人又は新たに設立する法人は、公募対象公園施設を所有し設置許可を受ける法人とします。また、代表法人又は新たに設立する法人は、特定公園施設の当市への譲渡、デザインビルド公園施設の設計施工及び指定管理業務について責任を負うこととします。

カ 当市が応募(申請)法人の参加資格を確認する日は、公募設置等計画等の提出期限日以降とします。

キ 応募(申請)法人は、特定公園施設の設計及び工事監理について、平成21年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した公共空間(緑地や広場空間等)の設計実績を有することとします(設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る)。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を1社以上定めてください。

ク 応募(申請)法人は、デザインビルド公園施設の設計及び工事監理について、建築士法(昭和25年法律第202)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、平成21年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した公共空間(緑地や広場空間等)の設計実績を有することとします(設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る)。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を

1 社以上定めてください。

- ケ 応募(申請)法人は、公募対象公園施設及び特定公園施設、デザインビルド公園施設、利便増進施設の整備について、令和 8・9 年度一宮市入札参加資格者として、「建設工事」に係る入札参加資格を有すると認定された者であり、建設業法（昭和 24 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、提案内容の規模、業種に応じた特定及び一般建設業法の許可を受けている者としします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- コ 応募(申請)法人は、特定公園施設及びデザインビルド公園施設の整備（施工）について、平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した都市公園や緑地、広場空間、公共施設、商業施設のいずれかの施工実績を有することとしします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- サ 応募(申請)法人は、指定管理業務について、平成 21 年 4 月 1 日以降に都市公園や緑地、広場空間、公共空地等の維持管理を 1 年以上連続して実施した実績を有することとしします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を 1 社以上定めてください。
- シ 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等は、直近 3 事業年度の決算において債務超過でないこととしします。

(2) 欠格事項

応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等が次の項目のいずれかに該当する場合は、選定の対象外としします。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている場合
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている場合
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する場合
- エ 一宮市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- オ 一宮市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- カ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- キ 当市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から 2 年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

ク 富田山公園官民連携エリアにおける一宮市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が経営又は運営に直接関与している法人

「経営に直接関与している法人」とは、選定委員が当該法人の議決権の数の割合の百分の五十を超えて所有しているなど、会社法施行規則第 3 条の 2 第 3 項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」における法人を指します。

「運営に直接関与している法人」とは、選定委員が、代表権を有している法人又は役員等となっている法人を指します。

ケ 本事業に関するアドバイザー業務である「富田山公園再整備官民連携事業導入業務」を受託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社及び同社と本アドバイザー業務において提携関係にある者並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある法人

「資本面で関係のある法人」とは、上記の法人と親会社等と子会社等の関係にある場合又は、親会社等が同一である子会社等同士である法人を指します。

（親会社等とは会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する「親会社等」を、子会社等は同法同条第 3 号の 2 に規定する「子会社等」を指す。）

「人事面で関係のある法人」とは、上記の法人と代表権を有する者が同一である若しくは役員等に兼任がある法人又は、代表権を有する者若しくは役員等が夫婦、親子若しくは兄弟姉妹の関係にある法人を指します。

※ 応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち 1 社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。

※ 暴力団等は、上記エにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、応募(申請)者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

※ 上記ク及びケの「役員等」とは、次の者を指します。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

第6 公募の手続きに関する事項等

1 スケジュール（案）

公募設置等指針の公示	2026年3月30日(月)
参加申込期間	2026年3月30日(月)～6月1日(月)まで
公募設置等指針等説明会及び現地案内参加申込期限	2026年4月10日(金)
公募設置等指針等説明会及び現地案内	2026年4月17日(金)
第1回質問書受付期日	2026年4月20日(月)
第1回質問書回答	2026年5月22日(金)まで
第2回質問書受付期日	2026年6月1日(月)
応募（申請）期日	2026年6月1日(月)
事前審査結果通知	2026年6月22日(月)まで
第2回質問書回答	2026年7月3日(月)まで
公募設置等計画の受付	2026年7月27日(月)～7月31日(金)まで
選定委員会による評価・選定(プレゼンテーションの実施)	2026年9月30日(水)
設置等予定者の選定結果通知	2026年10月
基本協定の締結	2026年10月
基本契約の締結	2026年12月
公募設置等計画の認定	2026年12月
実施協定等の締結	2026年12月
特定公園施設に関する整備・譲渡契約の締結(議会の議決)	2027年3月
指定管理の指定(議会の議決)	2027年3月
設計施工一括請負契約の締結(議会の議決)	2027年6月
設置管理許可	2028年3月
認定計画提出者による工事開始	2028年3月
供用開始	2029年3月(目標)
事業終了	2048年3月

2 応募(申請)手続き

(1) 公募設置等指針の公示

本指針を含む公募資料については、当市ホームページからダウンロードできます。

当市ホームページ URL :

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/machidukuri/kouenryokuchi/1044367/1074675.html>

なお、旧尾西プール管理棟調査業務委託報告書(全編)及びCADデータ(検討をいただく際の参考資料です。なお、現地測量は本業務に含まれており、設計・整備に当たっては認定計画提出者による測量結果に基づき、実施いただきます。)を希望する方は、以下のとおり申し込んでください。

使用様式：様式1「受領申請及び秘密保持誓約書」
申込期限：2026年6月1日（月）
申込方法：電子メール
申込アドレス：kouen@city.ichinomiya.lg.jp
申込先：一宮市まちづくり部公園緑地課
送付方法：電子メールで送付

(2) 公募設置等指針等説明会及び現地案内

公募設置等指針等説明会及び現地案内を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申込みが必要ですので、以下のとおり申し込んでください。

説明会当日は、本指針を含め公募資料を配布しないため、各自持参してください。その他詳細等は申込者に別途通知します。

使用様式：様式2「公募設置等指針等説明会 参加申込書」
申込期限：2026年4月10日（金）
申込方法：電子メール
申込アドレス：kouen@city.ichinomiya.lg.jp
申込先：一宮市まちづくり部公園緑地課
開催日時：2026年4月17日（金）
開催場所：尾西グリーンプラザ（予定）
参加人数：1法人（団体）当たり3名まで ※参加者多数の場合は調整の可能性あり

(3) 公募設置等指針等に対する質問及び回答

本指針等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。受信確認のため、提出後に質問を提出した旨、電話連絡を行ってください。

回答内容については、本指針等と同等の効力を持つものとします。

第1回質問

使用様式：様式3「質問書」
受付期間：2026年4月20日（月）まで
提出方法：電子メールにより提出
※件名は「富田山公園官民連携エリアにおける公園整備事業質問」と記載してください。
提出アドレス：kouen@city.ichinomiya.lg.jp
電話：0586-28-8635
提出先：一宮市まちづくり部公園緑地課
回答日：2026年5月22日（金）までに順次回答
回答方法：当市ホームページに随時掲載します。

第2回質問

使用様式：様式3「質問書」
受付期間：2026年6月1日（月）まで

提出方法：電子メールにより提出

※件名は「富田山公園官民連携エリアにおける公園整備事業質問」と記載してください。

提出アドレス：kouen@city.ichinomiya.lg.jp

電話：0586-28-8635

提出先：一宮市まちづくり部公園緑地課

回答日：2026年7月3日(月)までに順次回答

回答方法：当市ホームページに随時掲載します。

(4) 応募（申請）の受付

ア 提出書類の受付

応募（申請）を以下のとおり受け付けます。

使用様式：別添資料3「富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 様式集」のとおり。

受付期間：2026年3月30日(月)～2026年6月1日(月)まで

※ただし、土日祝日を除きます。

受付時間：9時00分から17時00分まで

受付場所：一宮市まちづくり部公園緑地課

提出方法：受付場所へ持参又は郵送

※特定記録郵便等とし、受付最終日17時00分までの必着とします。

※電子メール、FAXでの受付はしません。

イ 提出書類一覧

(7) 応募書兼指定申請書（様式4、様式5、様式6関連）

(4) 応募(申請)者に関する書類（様式7～様式11）

(5) 公募設置等計画等の受付

ア 提出書類の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、「イ 注意事項」及び「ウ 提出書類一覧」に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

受付期間：2026年7月27日(月)～2026年7月31日(金)まで

※ただし、土日祝日を除きます。

受付時間：9時00分から17時00分まで

受付場所：一宮市まちづくり部公園緑地課

提出方法：受付場所へ持参又は郵送

※特定記録郵便等とし、受付最終日17時00分までの必着とします。

※電子メール、FAX での受付はしません。

イ 注意事項

- (ア) 公募設置等計画等の提出は1応募(申請)法人(1応募(申請)グループ)1提案とします。
- (イ) 応募(申請)の際に要する費用は、応募(申請)者の負担とします。
- (ウ) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (エ) 必要に応じて追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合があります。
- (オ) 応募(申請)を辞退するときは、理由を添えて辞退届(様式任意)を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (カ) 本市が提供する資料は、応募(申請)に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (キ) 応募(申請)者が応募(申請)に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募(申請)者が負うこととします。
- (ク) 応募(申請)書類の著作権は応募(申請)者に帰属しますが、本市が設置等予定者の選定の公表等に必要の場合には、本市は応募(申請)書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (ケ) 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- (コ) 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- (ク) 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

ウ 提出書類一覧

- (ア) 公募設置等計画(様式12~様式23)
- (イ) 要求水準に関する誓約書(様式24)
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(CD-R又はDVD-R)

3 事務局

一宮市まちづくり部公園緑地課 整備グループ
住 所：愛知県一宮市本町2丁目5-6
電 話：0586-28-8635

4 審査方法等

設置等予定者の選定に当たっては、本市が都市公園法第5条の4第1項に基づき全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について同条第2項に基づき評価を行います。

この評価の結果、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を同条第3項に基づく設置等予定者の候補者として選定します。

(1) 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 事前審査（参加資格審査）

提出された応募書兼指定申請書及び応募(申請)者に関する書類について確認し、本公募の参加資格要件を満たしているか審査します。

審査結果は2026年6月22日までに全ての応募書等提出者へ通知します。

イ 第一次審査

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について、事務局が審査します。

(ア) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(イ) 本指針等に照らし適切なものであることの審査

提案された公募設置等計画等が本指針等に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 公募設置等計画が、本指針等で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること
- ・ 認定期間中の整備や運営等の確実性が提出された客観的な資料により見込めること

ウ 第二次審査

第一次審査の結果について、事務局が、選定委員会に報告し、選定委員会の承認を得た上で、第一次審査を通過した提案について評価の基準に沿って審査します。

また、応募(申請)者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募(申請)者が6者以上の場合は、事前の順位整理の上、プレゼンテーション対象者を上位5者までに絞るものとします。

(2) 富田山公園官民連携エリアにおける選定委員会

公募設置等計画の審査は、選定委員会が行います。

選定委員会では、応募(申請)者から提出された公募設置等計画について評価の基準に基づき審査を行い、最優秀候補者、次点候補者及び第3位候補者を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀候補者、次点候補者及び第3位候補者の全て又はいずれかについて、該当なしとする場合があります。

選定委員の委員は以下のとおりです。

(敬称略)

表 14 選定委員一覧

分野	氏名	所属・役職
建築	阿部 順子	椚山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科准教授
ランドスケープ	大野 暁彦	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科准教授
公園計画・運営	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
	水谷 豊	尾西商工会会長
財務	川松 久芳	川松総合会計事務所所長 公認会計士

(3) 評価の基準

別添資料2「富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業 評価の基準」を確認してください。

(4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問合せには応じません。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募(申請)者が、最優秀候補者等の選定前に、審査に関して自己に有利なることを目的として、選定委員会の委員に対し接触等の働きかけを行った場合は、失格とします。

また、本指針等配布日から設置等予定者決定通知日までは、提案内容や審査内容などについて、応募(申請)者に限らずいかなる者からの問合せにもお答えできません。

5 設置等予定者等の決定

当市は、選定された最優秀候補者を設置等予定者として決定するとともに、次点候補者及び第3位候補者を決定します。当市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定の締結に至らなかった場合は、次点候補者、第3位候補者は、その順に従って設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点候補者、第3位候補者の全て又はいずれかについて、該当なしとする場合があります。

6 選定結果の公表

選定結果については、応募(申請)者名、応募(申請)者ごとの得点、審査講評(概要)を当市のホームページで公表します。

7 基本協定及び基本契約の締結

当市は、設置等予定者とすみやかに基本協定を締結し、公募設置等計画の認定に向けた協議を行います。

また、Park-PFI 事業、デザインビルド事業、指定管理の3つを認定計画提出者が一体のものとして行うことを示す基本契約を締結します。

8 公募設置等計画の認定

当市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、公募設置等計画の認定にあたっては、選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ、当市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

9 実施協定等の締結

当市と認定計画提出者は、事業の実施条件や設置等予定者の権利、義務などの事項を定めた Park-PFI 事業に関する実施協定、指定管理業務におけるリスクや経費の分担方法などの事項を定めた指定管理業務に関する基本協定を締結します。なお、指定管理業務については、基本協定のほか、各年度の事業内容や収支計画などを規定する年度協定書を締結します。

なお、実施協定等の締結までに次の事項に該当するときは、実施協定等を締結しないことがあります。

- (1) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 「公募への参加資格 欠格事項」に該当するとき

10 特定公園施設に関する整備・譲渡契約の締結

認定計画提出者は、特定公園施設の工事着手前に、当市と特定公園施設に関する整備・譲渡契約を締結します。

11 デザインビルド公園施設に関する設計施工一括請負契約の締結

認定計画提出者は、デザインビルド公園施設の工事着手前に、当市とデザインビルド公園施設に関する設計施工一括請負契約を締結します。

1 2 設計・整備モニタリング

特定公園施設、デザインビルド公園施設については、当市による設計・整備モニタリングを予定しています。

1 3 その他

- (1) 次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・本指針の内容に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ・提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
 - ・公募設置等計画の提出以後において「第5 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格 (2) 欠格事項」に該当した場合
 - ・その他不正行為があった場合
- (2) 当市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、設置等予定者等が本件に関して支出した費用について、当市は補償しません。
- (3) 提案内容は、都市公園法、一宮市都市公園条例、建築基準法、消防法、道路交通法、都市計画法、道路法その他各種関係法令等を遵守してください。
- (4) 事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続きについては、設置等予定者等の負担により実施してください。

第7 その他の事項

1 リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、原則として以下の負担区分としますが、当市と認定計画提出者との間で別途締結する Park-PFI 事業に関する実施協定、デザインビルド事業に関する設計施工一括請負契約並びに指定管理業務に関する基本協定により定まるものとします。

表 15 リスク分担表

リスク項目	リスクの内容/分類		リスク分担		
			当市	認定計画提出者	
共通	公募書類	公募設置等指針等の公表資料の誤り、当市の事由による内容の変更起因する損害及び増加費用		●	
	資金調達	当市が調達する資金		●	
		認定計画提出者が調達する資金			●
	金利変動	金利変動に伴う費用負担			●
	許認可取得	当市が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用		●	
		認定計画提出者が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用			●
	法制度、税制度、許認可の新設・変更	本事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法制度、税制度、許認可の新設・変更起因する損害及び増加費用	特定公園施設	●	▲
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	●	
		消費税及び地方消費税の変更に関する税額変更	特定公園施設	●	▲
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	●	
	上記以外の制度、税制度、許認可の新設・変更起因する損害及び増加費用			●	
	住民対応	当市の事由によるもの		●	
		認定計画提出者の事由によるもの			●
第三者賠償	当市に責めがある場合（認定計画提出者にも責めがある場合を除く。）において第三者に与えた損害の賠償		●		
	認定計画提出者に責めがある場合において第三者に与えた損害の賠償			●	

リスク項目	リスクの内容/分類		リスク分担		
			●：主分担	▲：従分担	
			当市	認定計画提出者	
共通	環境	当市の事由により生じる損害及び増加費用	●		
		認定計画提出者が行う本事業に起因する有害物質の排出、漏洩、工事等に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気への対応とそれらに起因する損害及び増加費用		●	
	本事業の中止、延期又は遅延	当市の事由による本事業の中止、延期又は遅延	●		
		認定計画提出者の事由による本事業の中止、延期又は遅延		●	
	不可抗力	自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力による本事業の変更、中止、延期、臨時休業などにより生じる損害及び増加費用	特定公園施設※1	●	▲
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	●	
	サービスや業務内容の変更	当市の指示等による業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用	●		
		上記以外の業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用（法令変更及び不可抗力によるものを除く。）		●	
	協定締結の中止	当市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない事由（市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により生じる損害※2	●	●	
Park-PFI事業・デザインビルド事業（設計・整備）	測量及び調査	当市が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用	●		
		認定計画提出者が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用		●	
	設計	当市の提示条件、指示の不備など当市の事由による変更等に起因する損害及び増加費用	●		
		認定計画提出者の事由による変更などに起因する損害及び増加費用		●	
	用地	事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用のうち、公募資料により想定が可能なもの		●	
		上記以外の事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用	●		
	工事の遅延、供用開始の延期又は遅延	当市の提示条件、指示の不備など当市の事由に起因する損害及び増加費用	●		
		上記以外の事由に起因する損害及び増加費用		●	
	工事費の変動	当市の事由に起因する工事費の変動	●		

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担		
		当市	認定計画提出者	
	上記以外の事由による工事費の変動		●	
Park-PFI事業 (公募対象公園施設の管理・運営)	施設の損傷	当市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷	●	
	需要変動	需要変動による売上の減少		●
	管理・運営費の増大	当市の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に関因する管理・運営費の増大	●	
		当市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕		●
		小規模な修繕		●
	旧尾西プール管理棟の不具合	躯体、屋根防水の劣化による不具合	●	
認定計画提出者が改装したことに起因する不具合			●	
上記以外による施設の不具合		▲	▲	
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応		●	
特定公園施設、デザインビルド事業	施設の損傷	当市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	管理・運営費の増大	当市の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に関因する管理・運営費の増大	●	
		当市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕	●	
小規模な修繕			●	
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応		●	
指定管理業務 (特定公園施設の用地及び建物の管理・運営)	施設の損傷	当市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	物価変動	一定超の物価変動	●	
		一定以下の物価変動		●
	需要変動	需要変動（不可抗力に起因するものを除く）による利用料金収入の減少	▲	●
管理・運営費の増大	当市の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に関因する管理・運営費の増大	●		
	当市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大（一定の割合を超えた物価変動によるものは除く）		●	

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担	
		当市	認定計画提出者
紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
備品更新	当市が設置する備品の更新費用	●	
	認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
修繕コスト	大規模な修繕（認定計画提出者に責めがある場合を除く）	●	
	小規模な修繕		●
汚水排水	認定計画提出者の施設の需要変動やサービスなどの変更に起因する汚水負荷の増大		●
	汚水負荷の増大による浄化槽の修繕	▲	▲
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応		●

- ※1 特定公園施設の設計・整備期間中において、自然災害などの当市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない不可抗力事由により生じる損害や増加費用などのうち、認定計画提出者が加入する保険又は同等の措置を超えるものについては、特定公園施設の譲渡対価の1.0%を超える額について当市が負担します。
- ※2 当市及び認定計画提出者は、自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとします。

2 公募設置等計画の変更

認定を受けた公募設置等計画は、当市が求める場合を除き、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合は、当市の承諾を得た上で、提案の趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

また、公平性の観点から、必要に応じて選定委員会を開催する場合があります。

3 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、当市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、当市又は第三者に賠償するものとします。また、当市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

4 委託の禁止等

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託若しくは請け負わせる場合

は、事前に当市の承諾を得てください。また、当市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託若しくは請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託・下請先に基本協定等の規定を遵守させてください。

5 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の認定の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、当市の承認により別の民間事業者に事業を継承するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にしていただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去等の対応を行わない場合、当市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。